

## **2. 新型コロナウイルス感染症からの回復 患者を受け入れた場合の診療報酬上の 評価**

# 【回復患者の算定(イメージ)】

算定入院料	精神病棟入院基本料		特定入院料	
専用病床確保の有無	有	無	有	無
<p><b>新型コロナウイルス感染症からの回復患者を受け入れた場合 (回復患者となったが、引続き入院が必要な患者について同一医療機関で対応した場合)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>当該入院料</b>            (入院基本料・特定入院料いずれの病棟でも算定可)            + 二類感染症患者入院診療加算(250点)×3※  <b>⇒自院対応・転院でも算定可</b></p>			
<p><b>新型コロナウイルス感染症からの回復患者を受け入れた場合 (他院対応後、転院受入れ)</b></p>	<p style="text-align: center;"><b>当該入院料</b>            (入院基本料・特定入院料いずれの病棟でも算定可)            + 二類感染症患者入院診療加算(250点)×3※  <b>⇒自院対応・転院でも算定可</b>            + 救急医療管理加算1(950点、90日間の算定)  <b>⇒転院のみ算定可</b></p>			

※ 二類感染症患者入院診療加算は期限の定めはない。

## 【事務連絡 6】

- 回復患者を受け入れた場合、二類感染症患者入院診療加算の3倍で算定可能とする事務連絡

事務連絡名	事務連絡 発出日	内容
その3 1	12月15日	<p>2. 転院を受け入れた保険医療機関に係る評価について新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数（750点）を算定できることとすること。なお、算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明すること。また、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その19）」（令和2年5月26日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の3及び問6は、本日付け廃止する。</p>

# 【事務連絡 7】

## ・回復患者を受け入れた場合、救急医療管理加算を算定可能とする事務連絡

事務連絡名	事務連絡 発出日	内容
その31	12月15日	<p>問1 令和2年12月15日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その31）」（以下「12月15日事務連絡」という。）の2において、「新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数（750点）を算定できること」とされている。この場合において、令和2年4月8日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その9）」（以下「4月8日事務連絡」という。）の2（1）に示される<b>救急医療管理加算1（950点）</b>について、<b>どのように考えれば良いか。</b></p> <p>（答）4月8日事務連絡に示される救急医療管理加算1については、12月15日事務連絡に示される<b>二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数</b>とは別に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年6月25日健感発0625第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）にある<b>退院に関する基準を満たし</b>、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第19条及び第20条の<b>入院の勧告・措置が解除された後、最初に転院した保険医療機関における入院日を起算日として90日を限度として算定できる</b>。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その34））の<b>発出日以降適用</b>される。</p>